

業務核都市制度について

1. 背景・目的

東京圏における住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市（業務核都市）を業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくことが必要である。このため、「第4次首都圏基本計画」（昭和61年6月決定）において業務核都市の整備の考え方が示され、さらに昭和63年に制定された「多極分散型国土形成促進法」において業務核都市制度が定められ、これらに基づき業務核都市の育成・整備が進められてきたところである。

その後、平成11年3月に決定された「第5次首都圏基本計画」では、首都圏における地域構造の目標として「分散型ネットワーク構造」が掲げられた。これは拠点的な都市を中心に諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成するとともに、首都圏内外の拠点とも相互の連携・交流によって機能を分担し、補完し高めあう構造である。東京中心部の近郊の地域では、業務機能等の都市機能集積を有し広域的な連携・交流の要となる「広域連携拠点」を、業務核都市として育成・整備することとされている。

2. 制度の概要

(1) 業務核都市

業務核都市とは、東京圏における諸機能の適正な配置を図るため、東京都区部以外の地域において、その周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市のことであり、業務核都市として整備・育成を行う地域については、首都圏基本計画において以下のとおり位置づけられている。

業務核都市（東京都市圏の広域連携拠点）

東京都市圏	第5次首都圏基本計画に位置付けられている業務核都市	基本構想が策定されている業務核都市
西 部	横浜・川崎広域連携拠点	横浜業務核都市基本構想 川崎業務核都市基本構想
	厚木広域連携拠点	厚木業務核都市基本構想
	町田・相模原広域連携拠点	町田・相模原業務核都市基本構想
	八王子・立川・多摩広域連携拠点	八王子・立川・多摩業務核都市基本構想
	青梅広域連携拠点	
北 部	川越広域連携拠点	
	熊谷広域連携拠点	熊谷・深谷業務核都市基本構想
	浦和・大宮広域連携拠点	埼玉中枢都市圏業務核都市基本構想
	春日部・越谷広域連携拠点	
	柏広域連携拠点	
東 部	土浦・つくば・牛久広域連携拠点	土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想
	成田広域連携拠点	成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想
	千葉広域連携拠点	千葉業務核都市基本構想
	木更津広域連携拠点	木更津業務核都市基本構想

(2) 業務施設集積地区

業務核都市の区域のうち、業務施設を特に集積されることが適当と認められる地区。業務施設集積地区においては、同地区を整備する上で中核となる施設の整備等が促進される。

(3) 中核的施設

以下の施設のうち、業務施設集積地区を整備する上で中核となる施設。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に掲げる施設

多極分散型国土形成促進法の政令で定める施設（以下の11種類の施設）

研究施設、 情報処理施設、 電気通信施設・放送施設、 展示施設・見本市場施設、 研修施設・会議場施設、 交通施設、 インテリジェントビル、 流通業務施設、 教養文化施設、 スポーツ・レクリエーション施設、 スポーツ、音楽、展示等の多様な機能を有する施設

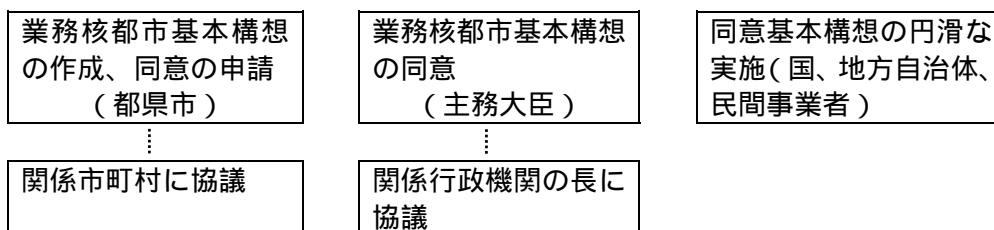
3. 業務核都市整備の流れ

(1) 都県又は政令市が、「業務核都市基本方針」（平成元年4月総理府告示）に基づき、「業務核都市基本構想」を作成、主務大臣に同意を申請する。

* 同構想では、業務核都市の名称及び範囲、業務集積地区の区域、中核的民間施設の種類の種類、位置等を定めることとされている。

(2) 主務大臣が業務核都市基本構想を同意。

(3) 各種支援措置により、同意基本構想の円滑な実施を図る。



4. 支援措置（平成17年度予定）

(1) 税制上の特例措置

中核的民間施設……事業所税の課税標準の特例措置

(2) 資金の確保

中核的民間施設……日本政策投資銀行による出融資

(3) 地方債の特例等

公設民営の中核的施設の整備事業……一般単独事業債の対象